

令和5年度第3回市川市介護保険地域運営委員会

日 時：令和6年3月22日（金）
午後2時～午後3時15分

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和6年度地域包括支援センターについて（諮問）
 - ①令和6年度地域包括支援センター基本指針・運営指針
 - ②令和6年度地域包括支援センター事業計画
- (2) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）
- (3) 令和6年度介護給付適正化事業について（報告）
- (4) 介護予防支援事業者の指定について（報告）
- (5) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）
- (6) その他

3 閉 会

《配布資料》

- ・ 会議次第
- ・ 資料1－1 令和6年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）
基本指針・運営指針（案）
- ・ 資料1－2 令和6年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）
- ・ 資料2 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について
- ・ 資料3 令和6年度介護給付適正化事業について
- ・ 資料4－1 介護予防支援事業者の指定について
- ・ 資料5 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

《当日配布資料》

- ・ 資料4－2 介護予防支援事業者の指定について
- ・ 資料6 **【抜粋】** 第9期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

令和6年度市川市高齢者サポートセンター
(地域包括支援センター)
基本指針・運営指針 (案)

目 次

I	方針策定の趣旨	1
II	高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ	1
III	市川市の地域包括ケアシステムの構築方針	1
IV	業務共通事項の運営指針	2
	1. 事業計画の策定と評価・改善	2
	2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施	2
	3. 市川市との連携方針	2
	4. 公正・中立性確保のための方針	3
	5. 個人情報の保護	3
	6. 利用者満足度の向上	3
	7. 職員の姿勢	3
	8. 設置場所等	3
	9. 高齢者サポートセンター情報の公表	3
	10. 適切な人員体制の確保	4
V	高齢者サポートセンターの業務について	4
	1. 包括的支援事業	4
	2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	6
	3. 地域ケア会議の実施	6
	4. 指定介護予防支援業務	6
	5. その他の業務	7

市川市では市民が親しみを持てるよう、地域包括支援センターについて「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用します。

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

基本指針・運営指針（案）

I 方針策定の趣旨

この「市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針」は、高齢者サポートセンターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、高齢者サポートセンターの業務を効率的で円滑に実施するために策定します。

II 高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ

市川市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）

市川市は、高齢者サポートセンターを住民の生活区域に合わせて15か所に設置し、事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ委託して事業を実施します。

高齢者サポートセンター間の総合調整等後方支援を行う市川市福祉部地域包括支援課相談支援グループと緊密に連携し事業を実施します。

III 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針

市川市では、第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）の基本理念「個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ」の実現を目指しています。

本市は、50万近い人口を擁し、様々な活動団体や、民間のサービス、人材や資源に恵まれています。そこで、地域で暮らす高齢者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。

地域包括ケアシステムの構築、深化・推進において、住民、支援者、行政に期待される役割を踏まえ、以下のとおり基本目標として位置付けました。

住 民：社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送る。

支援者：認知症や重度の要介護状態になっても、最期まで尊厳が保たれ
自分らしい生活を送れるように、支援をする。

行政：将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保
し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。

(第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)より)

IV 業務共通事項の運営指針

1. 事業計画の策定と評価・改善

高齢者サポートセンターは、担当区域ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。

高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。

市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。

2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施

高齢者サポートセンターは、地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

3. 市川市との連携方針

高齢者サポートセンターは、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催するとともに市川市や民生委員・児童委員等が開催する以下の会議に出席することで市川市との連携を図ります。

- ・市川市介護支援専門員研修会
- ・高齢者サポートセンター連絡会(管理者会議、日常生活圏域ごとの会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議等)
- ・民生委員・児童委員地区協議会
- ・地域ケアシステム推進連絡会(市内14の地区社会福祉協議会主催)
- ・自治(町)会等の地域団体が主催する会議
- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修
- ・地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議

・その他関係機関が主催する会議等

4. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録します。

市川市介護保険地域運営委員会において高齢者サポートセンターの業務についての報告、説明等への協力をします。

5. 個人情報の保護

高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

6. 利用者満足度の向上

高齢者サポートセンターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

7. 職員の姿勢

高齢者サポートセンターの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

8. 設置場所等

高齢者サポートセンターは、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。また、運営に必要な面積を有する事務室、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けます。

9. 高齢者サポートセンター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)

10. 適切な人員体制の確保

市川市は、地域における高齢化の状況、相談件数、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行なえるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

V 高齢者サポートセンターの業務について

高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います（法第115条の45第1項第1号二）。

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に実施するものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とします。

(2) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、

家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

(3) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います（法第115条の45第2項第2号）。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等を地域における、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います（法第115条の45第2項第3号）。

事業の内容として、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

(6) 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援サービスを担う地域の多様な事業主体及びコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等との連携に努めます。

(7) 認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携を図るための取組、認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る取組、認知症への社会の理解を深められるよう普及啓発等を認知症地域支援推進員と連携し行います。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。(法第115条の46第7項)

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②東西南北エリアのネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

3. 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治(町)会、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。(法第115条の48第2項)

4. 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防

サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守します。

5. その他の業務

（1）第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二に基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）、通所型サービス（第 1 号通所事業）、その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

（2）家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

②認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のある者等による見守りのための訪問を行います。

③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催します。

（3）市川市の業務への協力

①食の自立支援事業アセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためアセスメントを実施します。

- ②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。
- ③認知症サポーター養成講座の開催協力
地域や職域からの依頼に応じて、認知症の人と家族を支える認知症サポーター養成講座の開催に協力します。また、市川市より高齢者サポートセンターに所属するキャラバン・メイト宛に派遣依頼があった時は、可能な範囲で協力します。
- ④要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。
- ⑤緊急通報装置が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。

(4) その他

- ①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。
- ②緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。
- ③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。
- ④感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。

市川市高齢者サポートセンター基本指針・運営指針 新旧対応表

修正前(旧)	修正後(新)
<p>P.1 Ⅲ 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p>第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進体制として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、本市の地域包括ケアシステムを推進します。</p> <p>地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつなげる取り組みを行います。(第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より抜粋)</p>	<p>【変更】</p> <p>P.1 Ⅲ 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針</p> <p>市川市では、第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)の基本理念「<u>個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ</u>」の実現を目指しています。</p> <p><u>本市は、50万近い人口を擁し、様々な活動団体や、民間のサービス、人材や資源に恵まれています。そこで、地域で暮らす高齢者を取り巻く様々な課題の解決に向けて、地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。</u></p> <p><u>地域包括ケアシステムの構築、深化・推進において、住民、支援者、行政に期待される役割を踏まえ、以下のとおり基本目標として位置付けました。</u></p> <p><u>住 民：社会参加や健康づくりに主体的に取り組むとともに、必要に応じて生活上のサポートを活用しながら、自分らしい生活を送る。</u></p> <p><u>支援者：認知症や重度の要介護状態になっても、最期まで尊厳が保たれ自分らしい生活を送れるように、支援をする。</u></p> <p><u>行 政：将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保し、誰もが安心して共に暮らせる地域をつくる。</u></p> <p>(第9期計画市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)より)</p>
<p>Ⅳ 業務共通事項の運営指針</p> <p>2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施</p>	<p>【変更】</p> <p>Ⅳ 業務共通事項の運営指針</p> <p>2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施</p>

<p>高齢者サポートセンターは、<u>地域ネットワーク会議</u>等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。</p>	<p>高齢者サポートセンターは、<u>地域ケア会議</u>等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。</p>
<p>P.5 (6) 生活支援体制整備事業 地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）等との連携に努めます。</p>	<p>【変更】 P.5 (6) 生活支援体制整備事業 <u>高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援サービスを担う地域の多様な事業主体及びコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等との連携に努めます。</u></p>
<p>P.5 (7) 認知症総合支援事業 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等、認知症担当職員として配置される認知症地域支援推進員が中心となり、業務を行います。 なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、業務を行います。</p>	<p>【変更】 P.5 (7) 認知症総合支援事業 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、<u>認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携を図るための取組、認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る取組、認知症への社会の理解を深められるよう普及啓発等を認知症地域支援推進員と連携し行います。</u></p>

<p>P.6</p> <p>2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。(法第115条の46第7項)</p> <p>地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。</p>	<p>【変更】</p> <p>P.6</p> <p>2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。(法第115条の46第7項)</p> <p>地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②東西南北エリアのネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。</p>
<p>P.6</p> <p>3. 地域ケア会議の実施</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治(町)会、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に</p>	<p>【変更】</p> <p>P.6</p> <p>3. 地域ケア会議の実施</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治(町)会、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の</p>

<p>連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。(法第 115 条の 48 第 2 項)</p>	<p>推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。(法第 115 条の 48 第 2 項)</p>
<p>P.8 (4) その他 ④新型コロナウイルス感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。</p>	<p>【変更】 P.8 (4) その他 ④感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。</p>

令和6年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画(案)

事業名		事業計画
I 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)		
1	第1号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	要支援1, 2と認定された者および総合事業対象者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
II 総合相談支援業務		
1	地域におけるネットワークの構築	地域における関係機関・関係者のネットワークを構築、連携に努める。
2	総合相談支援	本人、家族等からの初期相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。
3	実態把握	高齢者や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。
4	終活への支援	本人、家族等からの相談に応じ関係機関と連携するとともに、終活に関する講座の開催に努める。
III 権利擁護業務		
1	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。
2	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事例を把握した場合の対応を行うとともに、高齢者虐待を防止するための研修会への参加等を行う。
3	消費者被害の防止	消費者被害を防止するため、消費者センター等との情報交換、関係機関へ情報を提供、市民への普及啓発等を行う。 消費者被害の事例を把握した場合には、被害者の支援等を行う。
IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
1	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため事例検討会、研修会をエリアごとに2回以上開催する。また、多様化・複雑化する課題に対応するため、ヤングケアラー・障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識を深める。
2	介護支援専門員への指導・相談・助言	介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う。
V 在宅医療・介護連携推進業務		
1	在宅医療・介護連携に関する会議・研修	地域の医療・介護関係者による会議、在宅医療・介護関係者の研修へ参加し連携を図る。
VI 生活支援体制整備業務		
1	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携	地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターとの連携を図る。

VII 認知症総合支援業務		
1	関係者との連携	認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者（認知症初期集中支援チームを含む）と情報共有を密にし、連携を図る。
2	相談支援体制の構築	認知症の人やその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。
3	認知症の人の家族に対する支援	認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う場である認知症カフェ等を支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。
4	認知症の普及啓発	認知症に関する普及啓発に努める。
5	認知症地域支援推進員との連携	認知症地域支援推進員と情報を共有し連携を図る。
VIII 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築		
1	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携に努める。
IX 地域ケア会議の実施		
1	地域ケア個別会議	地域ケア個別会議を各高齢者サポートセンターで2回以上開催し、困難事例等の支援内容の検討を通じ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行う。
X 指定介護予防支援業務		
1	介護予防支援	要支援1、2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要に応じ、居宅介護支援事業所への助言を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
XI その他の業務		
1	家族を介護する者に対する相談支援	家族を介護する者に対する相談支援を行う。
2	家族介護教室	介護を必要とする者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。
3	介護者相互の交流会	介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流会を各高齢者サポートセンターで1回以上開催する。
4	家族等の介護離職防止に向けた支援	家族介護者等の介護離職の相談に応じ、専門職・関係機関と連携し市民への普及啓発等を行うよう努める。
5	災害時の安否確認及び支援	災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。
6	感染症に関する取り組み	国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。

市川市高齢者サポートセンター事業計画 新旧対応表

修正前 (旧)	修正後(新)
<p>Ⅲ 権利擁護業務</p> <p>成年後見制度の活用促進</p> <p>成年後見制度の活用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。</p>	<p>【変更】</p> <p>Ⅲ 権利擁護業務</p> <p>成年後見制度の<u>利用</u>促進</p> <p>成年後見制度の<u>利用</u>を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。</p>
<p>Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>1 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため事例検討会、研修会をエリアごとに2回以上開催する。</p>	<p>【追加】</p> <p>Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>1 地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため事例検討会、研修会をエリアごとに2回以上開催する。<u>また、多様化・複雑化する課題に対応するため、ヤングケアラー・障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識を深める。</u></p>
<p>Ⅵ 生活支援体制整備業務</p> <p>1 コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）との連携</p> <p>地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）との連携を図る。</p>	<p>【変更】</p> <p>Ⅵ 生活支援体制整備業務</p> <p>1 コミュニティ<u>ソーシャル</u>ワーカー、生活支援コーディネーターとの連携</p> <p>地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、<u>コミュニティソーシャル</u>ワーカー、生活支援コーディネーターとの連携を図る。</p>
<p>Ⅶ 認知症総合支援業務</p> <p>2 相談支援や支援体制の構築</p>	<p>【変更】</p> <p>Ⅶ 認知症総合支援業務</p> <p>2 相談支援体制の構築</p>

<p>VII 認知症総合支援業務 4 認知症の普及啓発 地域の様々な機会等を通じて認知症ガイドブック等を活用し、普及啓発に努める。</p>	<p>【変更】 VII 認知症総合支援業務 4 認知症の普及啓発 <u>認知症に関する普及啓発に努める。</u></p>
<p>VII 認知症総合支援業務 5 認知症地域支援推進員との連携 必要に応じて、市内に配置されている認知症地域支援推進員と情報を共有し連携を図る。</p>	<p>【変更】 VII 認知症総合支援業務 5 認知症地域支援推進員との連携 <u>認知症地域支援推進員と情報を共有し連携を図る。</u></p>
<p>X 指定介護予防支援業務 1 介護予防支援 要支援1, 2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。</p>	<p>【追加】 X 指定介護予防支援業務 1 介護予防支援 要支援1, 2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。<u>介護予防支援の適切・有効な実施のため、必要に応じ、居宅介護支援事業所への助言を行う。</u></p>
<p>XI その他の業務 6 新型コロナウイルス感染症に関する取り組み 国からの通知等を踏まえ、事業所内の新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。</p>	<p>【変更】 XI その他の業務 6 感染症に関する取り組み 国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。</p>

介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和5年6月1日～令和6年1月31日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
		事業者番号	住所	
1	ケアサポートみそら		2016年8月1日	国分
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
2	ケアサポートみそら		2016年8月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
3	ダイバーシティ浦安		2016年4月1日	市川第二
	居宅介護支援	279-0041		
	1273201184	浦安市堀江1-11-1プラザ岡本202号室		
4	ケアプラン夢		2019年10月1日	市川第二
	居宅介護支援	284-0044		
	1273301547	四街道市和良比909-13		
5	ケアプランセンターしずか		2017年6月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	279-0001		
	1273201283	浦安市当代島3-10-35		
6	ウイング市川		2001年2月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0815		
	1270800608	千葉県市川市北方1-7-7		
7	ケアプランセンター市友		2023年8月1日	国分
	居宅介護支援			
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
8	ケアサポートみそら		2016年8月1日	国府台
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
9	ケアプランセンター市友		2023年8月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
10	ケアプランセンター市友		2023年8月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
11	ケアプランセンター市友		2023年8月1日	曾谷
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
12	ケアプランセンター市友		2023年8月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
13	ケアプランセンター市友		2023年8月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
14	ケアサポートみそら		2016年8月1日	曾谷
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
15	ケアサポートみそら		2016年8月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
16	ケアサポートみそら		2016年8月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
17	ケアサポートみそら		2016年8月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
18	しらぎく園居宅介護支援事業所		2000年3月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0833		
	1270800384	市川市東国分1-21-22		
19	しらぎく園居宅介護支援事業所		2000年3月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0833		
	1270800384	市川市東国分1-21-22		
20	しらぎく園居宅介護支援事業所		2000年3月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0833		
	1270800384	市川市東国分1-21-22		
21	ケアパートナー マザーシップ		2023年6月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	市川市市川1-22-11-105		
22	ケアパートナー マザーシップ		2023年6月1日	市川東部
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	市川市市川1-22-11-105		
23	ケアパートナー マザーシップ		2023年6月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	市川市市川1-22-11-105		
24	ケアパートナー マザーシップ		2023年6月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	市川市市川1-22-11-105		
25	ケアパートナー マザーシップ		2023年6月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	市川市市川1-22-11-105		
26	ケアプランゆうあい		2023年5月1日	市川東部
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806035	市川市新田5-7-1-501		
27	ケアプランゆうあい		2023年5月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806035	市川市新田5-7-1-501		
28	ケアプランゆうあい		2023年5月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806035	市川市新田5-7-1-501		
29	市川あさひ荘ケアセンター		1999年9月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0801		
	1270800046	市川市大町537		
30	ひまわり		2017年1月1日	大柏
	居宅介護支援	272-0021		
	1270804956	市川市八幡2-8-19第三山本ビル1階		
31	ケアプランカイト		2022年4月1日	国府台
	居宅介護支援	272-0826		
	1270805920	市川市真間1-13-9アーバンレジデンス市川真間202		
32	ケアプラン夢		2019年10月1日	国府台
	居宅介護支援	284-0044		
	1273301547	四街道市和良比909-13		

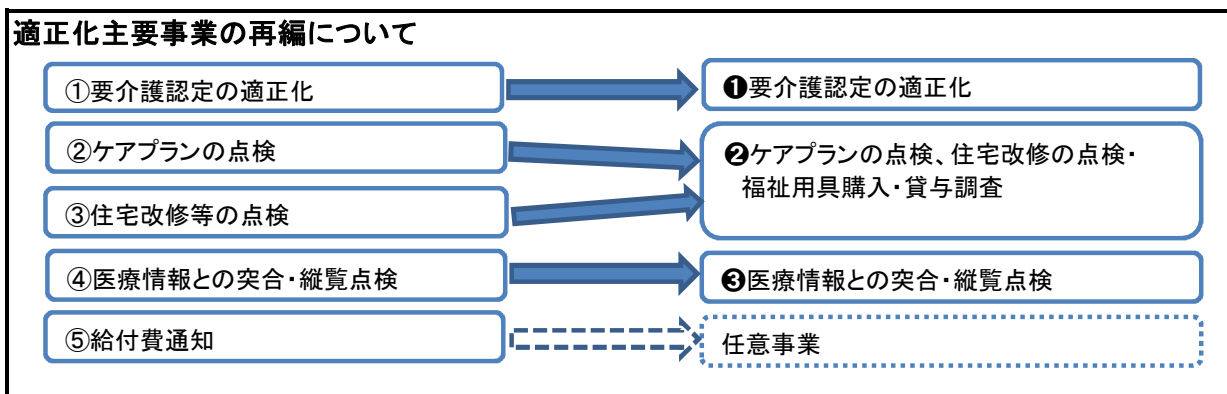
番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
33	ケアみなみ支援センター		2014年1月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0034		
	1270804022	市川市市川1-21-7-310		
34	親愛		2002年7月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0804		
	1270800756	市川市南大野2-3-102-6		
35	癒しのケアプランセンター市川おにだか		2000年3月1日	南行徳第二
	居宅介護支援	272-0015		
	1270800434	浦安市入船1-5-2		
36	ケアプランセンター市友		2023年8月5日	国府台
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
37	居宅介護支援事業所 ひなの里		2020年4月1日	真間
	居宅介護支援	272-0832		
	1270805557	市川市曾谷2-26-13グリーンヒルズ201号室		
38	株式会社 ケアプランいちご		2022年11月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0804		
	1270805961	千葉県市川市南大野2丁目3番C棟801号(市川パークハイツ)		
39	ケアプランぞうさん市川大野		2022年2月1日	国分
	居宅介護支援	272-0804		
	1270805870	市川市南大野1-1-26		
40	えんどう接骨院ケアサービス		2006年10月1日	曾谷
	居宅介護支援	272-0824		
	1270801986	市川市菅野1-23-18		
41	ケアプランセンター市友		2023年8月5日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0035		
	1270806084	市川市新田2-28-3サンコーポ101号室		
42	ケアプランぞうさん市川大野		2022年2月1日	八幡
	居宅介護支援	272-0804		
	1270805870	市川市南大野1-1-26		
43	ゆいはーと居宅介護支援事業所		2018年10月1日	八幡
	居宅介護支援	263-0002		
	1270302720	千葉市稲毛区山王町140-15-207		
44	ケアサポートみそら		2016年8月1日	真間
	居宅介護支援	272-0835		
	1270806076	市川市中国分5-20-16		
45	ケアパートナーマザーシップ		2023年6月1日	真間
	居宅介護支援	272-0034		
	1270806050	市川市市川1-22-11-105		
46	ケアリッツプラン行徳		2016年1月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	272-0133		
	1270804634	市川市行徳駅前1-17-8フラッグK・K2A		
47	SOMPOケア浦安 居宅介護支援事業所		2022年10月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	279-0001		
	1273201606	浦安市当代島1-1-11 フォーレストビル3階 A号室		
48	愛庄サービス有限会社		2018年7月1日	南行徳第一
	居宅介護支援	272-0114		
	1270805243	市川市塩焼2-2-1-617		
49	株式会社らくだ		2012年8月1日	八幡
	居宅介護支援	270-2223		
	1271204735	松戸市秋山3-16-2		

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	郵便番号		
	事業者番号	住所		
50	ケアパートナーマザーシップ		2023年6月1日	国分
	居宅介護支援 1270806050	272-0034 市川市市川1-22-11-105		
51	サンシルバー市川居宅介護支援事業所		2006年2月1日	八幡
	居宅介護支援 1270801747	272-0811 市川市北方町4-1460		
52	ケアライズ		2019年3月1日	八幡
	居宅介護支援 1270805326	272-0035 市川市新田4-12-17翠松苑104		

令和6年度 介護給付適正化事業について

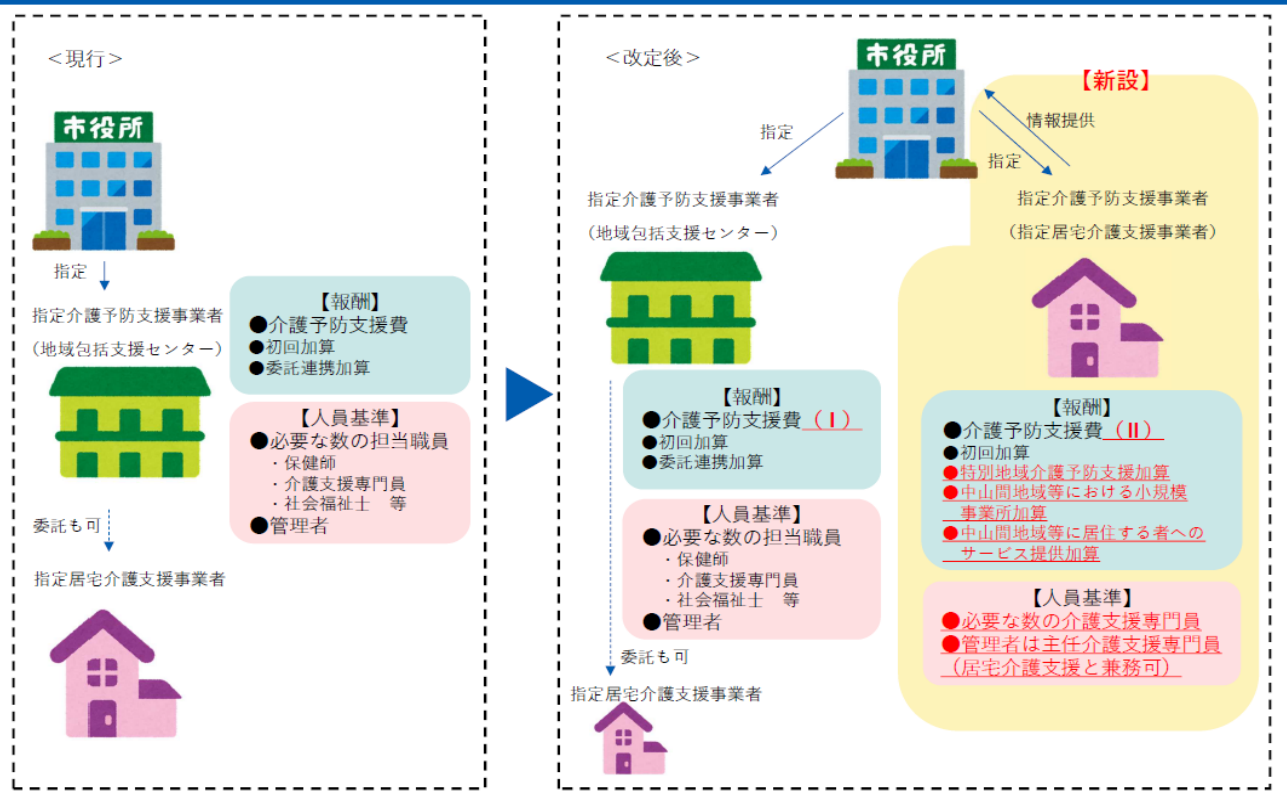
1. 要介護認定の適正化	
<p>①適正な要介護認定調査の実施 認定調査員の資質の向上を図り、認定調査票の精度を高めるために、認定調査員に対して研修を実施する。 市主催認定調査員研修受講者見込数 200名</p> <p>②認定審査会における適正な審査判定の実施 介護認定審査会の円滑な実施や審査(二次判定)の平準化を図るため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。 市主催審査会委員適正化研修 1回</p>	
2. ケアプラン等の点検(ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	
<p>①ケアプランの点検 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用し、事業所を絞り込んだ上で、効果的なケアプラン点検を実施する。</p> <p>②住宅改修の点検 住宅改修費の支給申請については、工事前後に担当課にて書類を全件確認する。改修規模が大きく複雑であるケース、提出書類からは現状が分かりにくいケース等については、工事着工前にリハビリ専門職が同席し訪問調査を行い、適切な工事であるかを確認する。また、必要に応じてケアプランの提出を求め、ケアプランとの整合性の観点からの点検を行う。</p> <p>③福祉用具購入・貸与調査 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用し、訪問又はケアプランの点検により、福祉用具の必要性や利用状況を確認する。</p>	60件
3. 医療情報との突合・縦覧点検	
<p>①医療情報との突合・縦覧点検 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにて、医療保険給付との突合、及び効果が高いと期待される縦覧点検の6帳票について、重複請求の可能性のある請求内容の点検を行う。また、点検を通して報酬請求にかかる法令や仕組みなどを請求事業所へ周知し、報酬請求の適正化を進める。</p> <p>②縦覧審査結果通知書 国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、過誤調整等の実施の有無を確認する。</p>	全件

* 計画件数については第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による目標値



介護予防支援事業者の指定について（報告）

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



出典 令和6年1月22日 厚生労働省老健局 社会保障審議会 介護給付費分科会 (第239回) 「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より

参照 市川市所在事業所数

居宅介護支援事業所	94事業所
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	15事業所

(令和6年3月1日現在)

介護予防支援事業者の指定について（報告）

指定日：令和6年4月1日

番号	事業所名称	所在地	運営法人	指定年月日
1	い・ろ・は介護相談ルーム	千葉県市川市南行徳一丁目 5番17-103号 (アルビオーレ南行徳)	合同会社TIKメ ソッド	R6.4.1

第9期

市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

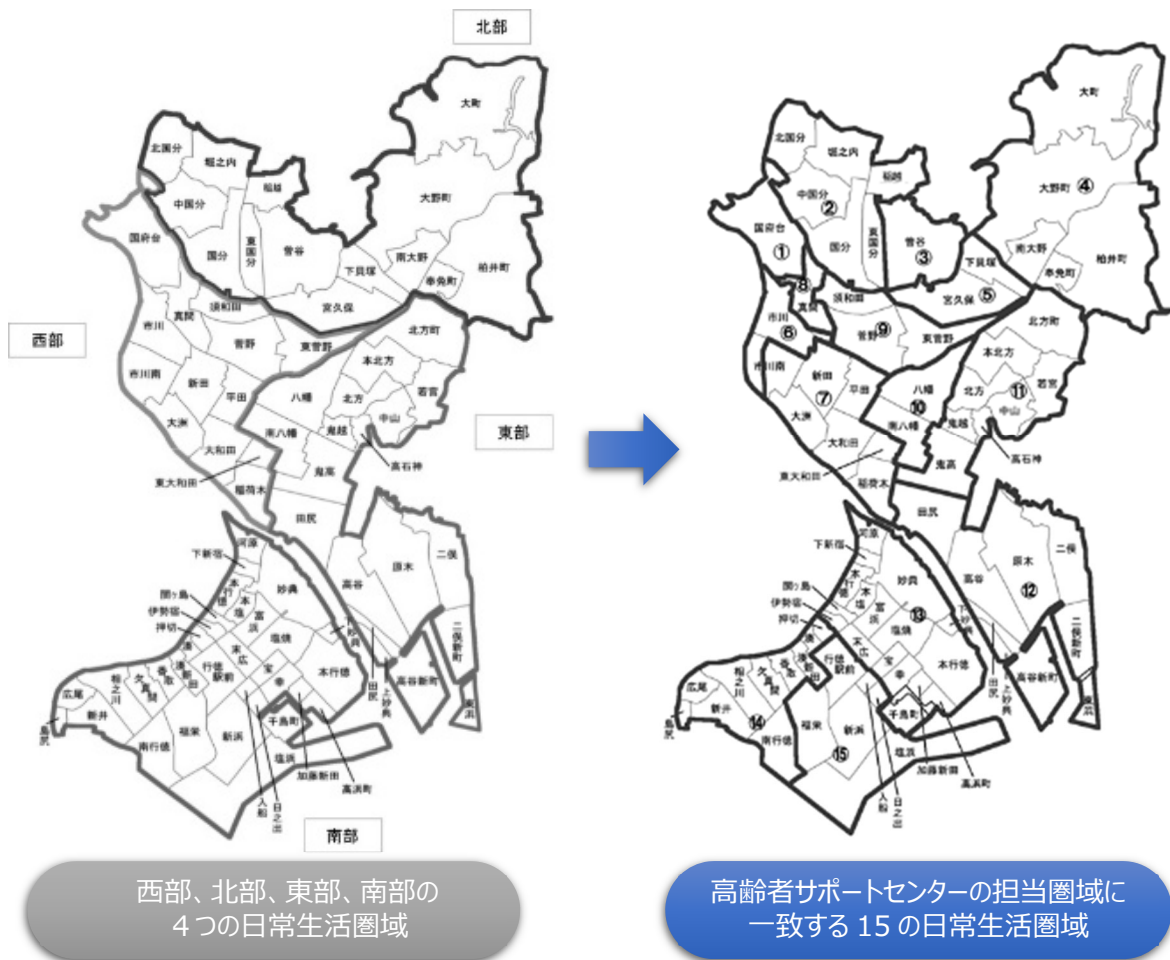
【令和6～8年度】

(2024～2026年度)

(案)

(1) 日常生活圏域の変更（4 圏域から 15 圏域へ）

本計画は、第 6 期（平成 28 年～）以降、東・西・南・北の 4 つの日常生活圏域を設定してまいりましたが、住民や地域の多様な主体による地域づくりの活動と、介護予防・生活支援体制の整備や認知症施策との連携が一層図られるよう、日常生活圏域の設定を見直し、市川市自治会連合協議会や「地域ケアシステム」の 14 の地区を踏まえた 15 の圏域に変更します（圏域の詳細は P.134）。

**参考）日常生活圏域とは（介護保険法第 117 条第 2 項に規定）**

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。国では、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区程度をその単位として想定している。

基本目標 2 - (1) 高齢者サポートセンターの機能強化とケアマネジメント支援

介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活を送れるよう、身近な相談窓口の周知を図り、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントを推進します。また、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけ、効果的な支援が可能となるネットワークの構築を図ります。

今後の方針

- **市内 15 の日常生活圏域に、高齢者サポートセンターを設置**しています。日常生活圏域の高齢者人口や相談件数などを勘案し、業務量に見合った職員を適正に配置するとともに、高齢者サポートセンターの事業評価を通じて、センターごとに業務の状況を明らかにし、機能強化を図ります。
- 高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合に、相談を受け、適切な機関につなぐなどの支援を行います。また、「**市川市よりそい支援事業**」（重層的相談支援体制整備事業）において包括的な相談支援体制の一端を担います。
- **地域ケア会議**の中で個別事例の検討を行い、課題分析や支援の積み重ねを通じて多職種協働によるネットワークの構築や社会資源の開発につなげ、さらなる個別支援の充実を図るとともに、**地域ケア推進会議**などを通じた施策形成にも取り組みます。
- 高齢者サポートセンターで行う「**介護予防ケアマネジメント**」については、介護支援専門員（ケアマネジャー）などへの情報提供や研修会を実施する他、多職種が関わり、ケアプランの検討や助言を受けられる体制を構築します。

主な事業や取り組み

● 高齢者サポートセンターの運営【地域包括支援課】

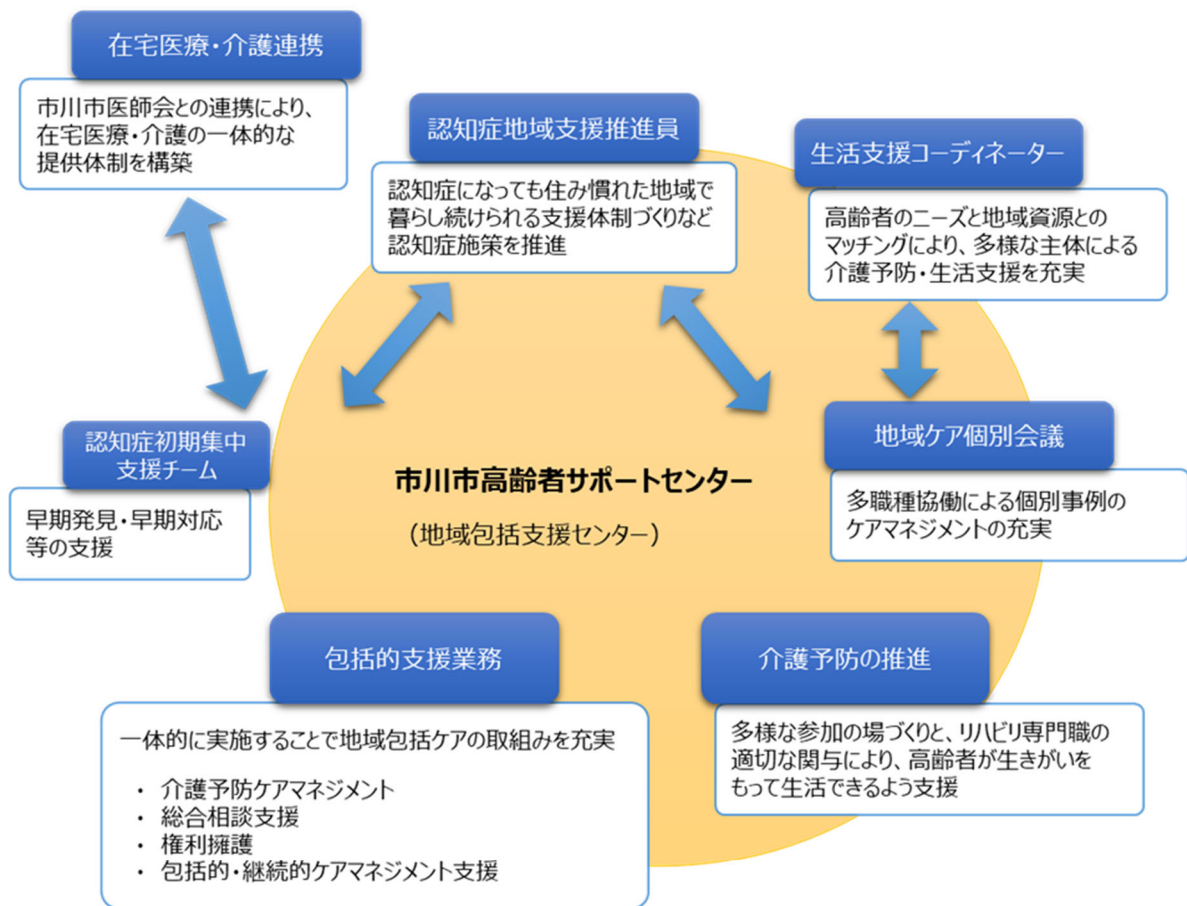
高齢者サポートセンターに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を配置し、地域の実情に応じた身近な総合相談窓口として、24 時間連絡の取れる体制をとっています。また、各専門分野における連携・協働により高齢者の在宅生活を支え、安心した地域生活が送れるよう、機能強化に努めます。

市は、高齢者サポートセンターの後方支援を行います。また、高齢者サポートセンターの役割、目標、業務内容を明確にするための運営指針を定め、高齢者サポートセンターに対して、継続的に運営評価を実施し、評価結果を「市川市介護保険地域運営委員会」（P.94 参照）に報告します。

事業目標または見込 ※令和 5 年度は実績(見込)	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度
総合相談支援 (相談件数)	※確認中	件	件	件

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化

認知症施策の推進を担う「認知症地域支援推進員」と、介護予防・生活支援の体制整備に取り組む「生活支援コーディネーター」を、高齢者サポートセンターを核とする市内15の日常生活圏域に配置することにより、高齢者サポートセンターの機能強化を図ります。



市川市 : 運営方針の策定・総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

基本目標3 - (4) 保険者機能の強化に向けて

本市では今後も中長期にわたり、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれていることから、介護保険事業の円滑な運営と持続可能な制度運用のため、現状分析に基づく適切な介護サービス確保および介護給付の適正化や公正な介護認定に努めます。また、介護サービス事業者に対する指導・監査により、サービスの質を高めるとともに、災害や感染症の発生時のサービスを継続に対する備えを確認するなど、介護を必要とする方が安心して利用できる環境の整備に努めます。

今後の方針

- 市では国の介護給付費適正化方策の見直しを踏まえ、介護給付費適正化事業により、点検効果の高い帳票の確認と、その対応に取組みます。また、縦覧点検などの調査を通じて、事業所に対し、報酬請求に係る法令や仕組みなどの周知を図ります。
- 介護サービスの更なる質の向上と、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を目的として、引き続き、介護サービス事業者に対する介護保険法に基づく調査および指導監査を実施します。また、災害時の業務継続計画が作成されているか併せて点検し、未作成の場合には作成を支援します。
- 適切なサービス提供のため、地域の人口動態や要介護認定、介護予防に関するデータなどを分析し、地域の介護保険事業の特徴などを関係者に共有したうえで、サービスの確保や改善に取り組めます。また、サービスだけでは支えられない高齢者の生活上のニーズについて、地域ケア会議などを通じて把握し、必要な仕組みづくりを検討します。

主な事業や取組み

●要介護認定の適正化【介護保険課】

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係る認定調査票の内容の点検および整合を行います。認定調査の質の向上のため、マニュアル作成やわかりやすい研修内容などについて検討し、一層の適正化を図ります。介護認定審査会については、引き続き審査判定の傾向を分析し、全委員を対象としてさらなる平準化を図ります。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定調査員研修の参加者	200人	200人	200人	200人
審査会を対象とした研修	1回	1回	1回	1回

●ケアマネジメントなどの適正化<ケアプラン点検>【介護保険課】

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにおいて、指導効果が特に高いと見込まれる帳票を活用し、自立支援に資する適正なケアプランになっているかという観点から対象事業所を絞り込んだ上で、効果的なケアプラン点検を実施します。また、介護支援専門員の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ケアプラン点検	48件	60件	60件	60件

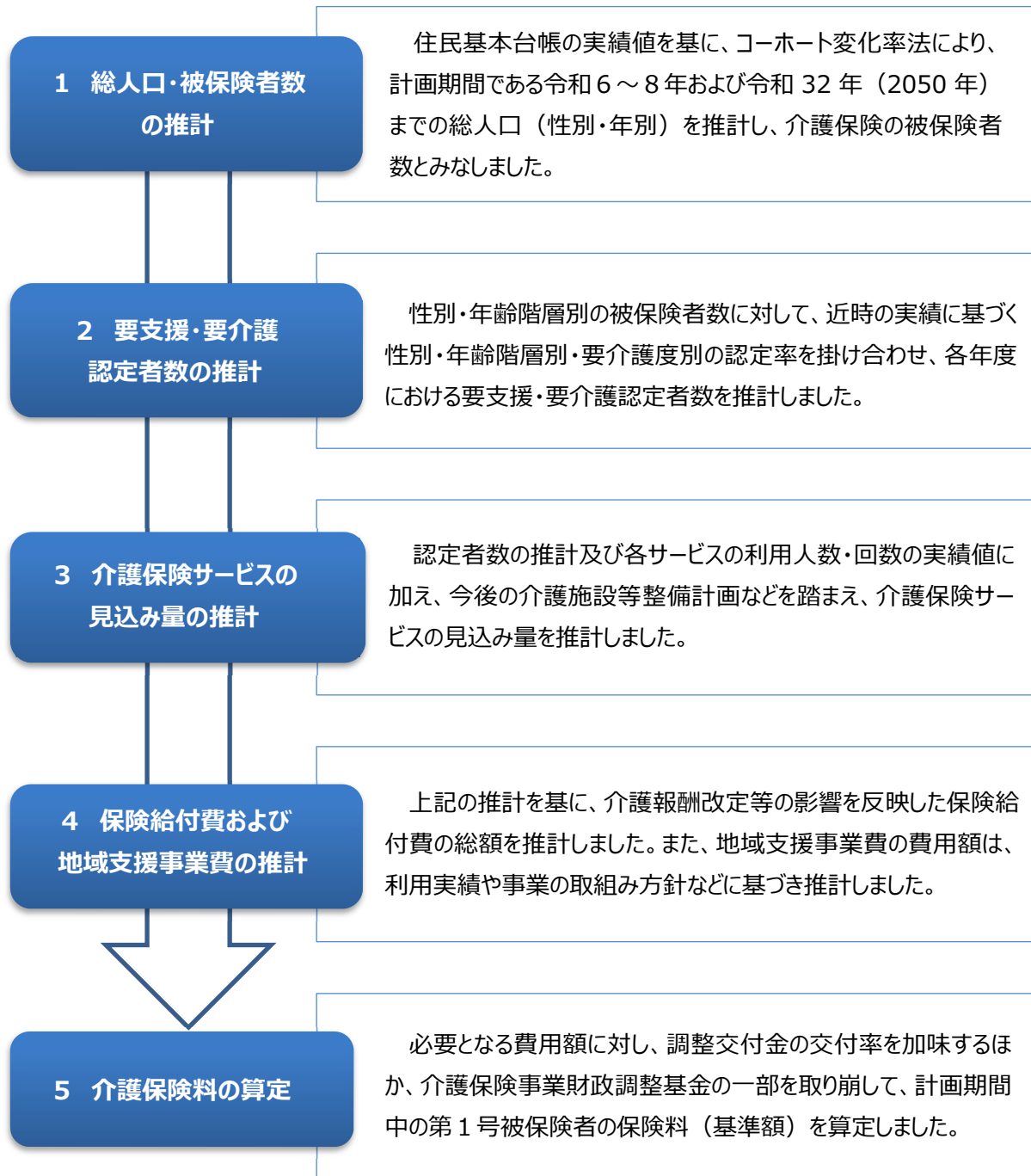
●縦覧点検など【介護保険課】

国民健康保険団体連合会から提供される介護給付点検情報に基づき、介護報酬の「縦覧点検」の効果が高いと期待される6帳票および「医療情報との突合」を実施することにより、請求内容の誤りや不正の発見につながり、費用効果が期待できます。また、点検を通して報酬請求にかかる法令や仕組みなどを請求事業所へ周知し、報酬請求の適正化を進めます。

事業目標または見込 ※令和5年度は実績(見込)	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
縦覧点検(帳票数)	6帳票	6帳票	6帳票	6帳票

(4) 介護保険料の算定手順

介護保険事業の財政運営は3年間の単位で行われ、計画期間ごとに、第1号被保険者の保険料基準額を定める仕組みです。本市は、厚生労働省が提供する「地域包括ケア『見える化』システム」の推計ツールを用いて、下記の手順に従い介護保険サービス見込み量を算出し、第9期（令和6年度～8年度）の介護保険料を算定しました。



(1) 総人口・被保険者数等の推計

○総人口・被保険者数の実績および推計

要介護度	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
総人口	491,411	492,275	492,835	492,672	493,015	493,197	492,210	482,238
第1号被保険者	105,776	106,189	106,409	106,572	107,104	107,580	112,133	129,319
前期 (65~74歳)	52,386	49,864	47,660	45,707	44,690	44,206	48,217	66,297
後期 (75歳以上)	53,390	56,325	58,749	60,865	62,414	63,374	63,916	63,022
第2号被保険者	174,388	175,672	176,660	177,744	178,302	178,777	176,019	160,532
高齢化率	21.5%	21.6%	21.6%	21.6%	21.7%	21.8%	22.8%	26.8%

※ 基準日：各年9月末日。第8期は実績値、第9期及び令和12、22年度は推計値

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

○総人口・被保険者数の実績および推計

※ 基準日：各年9月末日。第8期は実績値、第9期及び令和12、22年度は推計値

要介護度	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)	
要支援	要支援1	2,585	2,532	2,412	2,483	2,567	2,621	2,867	2,945
	要支援2	2,896	2,967	2,837	2,916	2,989	3,044	3,321	3,445
要介護	要介護1	3,674	3,800	3,670	3,786	4,153	4,289	4,777	4,992
	要介護2	3,572	3,598	3,597	3,702	3,574	3,621	3,939	4,240
	要介護3	2,887	3,004	3,022	3,109	3,268	3,358	3,694	4,068
	要介護4	2,369	2,452	2,358	2,432	2,603	2,656	2,928	3,245
	要介護5	1,516	1,534	1,508	1,553	1,610	1,645	1,819	2,042
内訳	認定者計	19,499	19,887	19,404	19,981	20,764	21,234	23,345	24,977
	第1号被保険者	18,962	19,354	18,880	19,457	20,216	20,686	22,805	24,484
	第2号被保険者	537	533	524	524	548	548	540	493
	第1号被保険者	105,776	106,189	106,409	106,572	107,104	107,580	112,133	129,319
	認定率 (第1号被保険者)	17.9%	18.2%	17.7%	18.26%	18.88%	19.23%	20.34%	18.93%

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを可能にするため、認知症高齢者グループホームや、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった地域密着型サービスの整備を中心に進め、在宅生活を支えるサービスの充実や介護者の負担軽減に取り組みます。また、在宅生活の継続が困難となった場合に備え、介護付き有料老人ホームの整備を進めます。

(1) 介護保険施設等整備計画

1. 介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）

令和 5 年度末現在、市内に 1,710 床分が整備されています。令和 5 年 7 月 1 日時点での待機者数は 166 人であり、本計画期間中に新たに 1 か所(100 床)開設する予定です。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

2. 介護老人保健施設

令和 5 年度末現在、市内に 1,000 床分が整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

3. 介護医療院

令和 5 年度末現在、市内に 120 床分が整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

4. 特定施設入居者生活介護

令和 5 年度末現在、市内に定員 30 人以上の介護付き有料老人ホーム及びケアハウスは 1,122 床分が整備されています。特別養護老人ホーム等の入所待機者の受け皿としても利用が見込まれることから、本計画期間中に 100 人分の整備を進めていきます。

種別		整備状況 R5 年度末	第 9 期計画期間		
			R6	R7	R8
1	介護老人福祉施設	施設数	19 か所	—	—
		定員	1,810 人	—	【100 人】
2	介護老人保健施設	施設数	9 か所	—	—
		定員	1,000 人	—	—
3	介護医療院	施設数	1 か所	—	—
		定員	120 人	—	—
4	特定施設入居者生活介護	施設数	16 か所	—	100 人
		定員	1,122 人	—	—

※ 令和 5 年度末の数値は、年度末までに整備（整備中含む）された施設及び定員の総数。

※ 特別養護老人ホームの数字について、上段はその年度に整備開始を予定する定員数であり、下段【 】内はその年度末までに開設が予定されている定員数を示している。

※ 整備数については増改築分を含む。

(2) 地域密着型サービス整備計画

1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

令和 5 年度末現在、市内に整備されていません。本計画期間中に広域型の介護老人福祉施設が新たに 1 か所(100 床)開設する予定であり、広域型施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

2. 地域密着型特定施設入居者生活介護

令和 5 年度末現在、市内に地域密着型の介護付き有料老人ホームは 29 床分整備されています。本計画期間においては、広域型の特定施設入居者生活介護の整備を進めていくことから、整備を見込まないものとします。

3. 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

令和 5 年度末現在、市内に 422 床分整備されています。入居者は、家事などの役割を担いながら共同生活を送ります。認知症の方が、できる限り自立した生活を継続できるよう、引き続き整備を進めていきます。

4. 小規模多機能型居宅介護

令和 5 年度末現在、市内に 8 か所整備されています。市内全域においてサービスが利用できる環境となっていることから、本計画期間において整備計画上は記載しないものとします。

5. 看護小規模多機能型居宅介護

令和 5 年度末現在、市内に整備されていません。医療依存度が高い方へのニーズに対応し、在宅での生活を継続できるよう、引き続き、整備を進めていきます。

6. 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

令和 5 年度末現在、市内に 5 か所整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間において整備計画上は記載しないものとします。

7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和 5 年度末現在、市内に 3 か所整備されています。定期または随時の 24 時間対応の訪問サービスにより、安心して自宅での生活を継続できるよう、整備を進めていきます。

種別		整備状況 R5 年度末	第9期計画期間			
			R6	R7	R8	
1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	0 箇所	—	—	—
		定員	0 人			
2	地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	1 箇所	—	—	—
		定員	29 人			
3	認知症対応型共同生活介護	施設数	22 箇所	—	27 人	—
		定員	422 人			
4	小規模多機能型居宅介護	施設数	8 箇所	—	—	—
		宿泊定員	58 人			
5	看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		宿泊定員	0 人			
6	認知症対応型通所介護	施設数	5 箇所	—	—	—
		定員	72 人			
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	3 箇所	—	—	1 箇所

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護以外の地域密着型サービスについては、整備目標量であり、上限とするものではない。

(1) 介護保険サービス量の見込み

① 介護予防サービス利用者数の見込み（1月当たりの利用者数）

単位：人

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	172	178	204	208	211	219	238	247
介護予防訪問リハビリテーション	32	31	38	38	38	40	42	43
介護予防居宅療養管理指導	245	275	280	311	323	334	365	377
介護予防通所リハビリテーション	352	366	394	408	414	420	459	474
介護予防短期入所生活介護	6	7	11	14	14	14	16	16
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	1	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,126	1,194	1,241	1,301	1,357	1,425	1,556	1,610
特定介護予防福祉用具購入費	32	30	32	32	33	37	40	41
介護予防住宅改修	36	35	35	34	34	36	39	40
介護予防特定施設入居者生活介護	124	126	116	115	119	123	134	138
【2】 地域密着型介護予防サービス								
介護予防小規模多機能型居宅介護	9	11	15	16	17	17	19	19
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	9	10	10	11	12	12
【3】 介護予防支援	1,481	1,559	1,634	1,725	1,805	1,866	2,012	2,081

② 介護サービス利用者数の見込み（1月当たりの利用者数）

単位：人

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 居宅サービス								
訪問介護	3,447	3,514	3,522	3,531	3,565	3,591	3,949	4,275
訪問入浴介護	278	275	268	256	263	268	293	326
訪問看護	1,793	1,898	2,019	2,089	2,123	2,222	2,433	2,641
訪問リハビリテーション	230	298	355	387	409	423	464	505
居宅療養管理指導	3,829	4,118	4,456	4,663	4,878	5,129	5,603	6,101
通所介護	2,485	2,514	2,535	2,538	2,577	2,632	2,919	3,141
通所リハビリテーション	990	1,007	1,097	1,097	1,110	1,141	1,250	1,349
短期入所生活介護	637	664	708	726	740	810	873	952
短期入所療養介護（老健）	66	60	63	63	65	66	73	79
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	1	2	3	3	3	3	3
福祉用具貸与	5,520	5,669	5,788	5,841	5,883	6,012	6,621	7,185
特定福祉用具購入費	96	96	99	99	101	104	114	123
住宅改修費	70	57	64	58	58	61	67	73
特定施設入居者生活介護	1,068	1,157	1,199	1,224	1,232	1,268	1,444	1,647
【2】 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60	62	71	72	76	77	85	92
夜間対応型訪問介護	83	89	83	86	90	92	100	111
地域密着型通所介護	1,771	1,830	1,884	1,923	2,008	2,074	2,280	2,438
認知症対応型通所介護	125	126	120	119	122	124	136	150
小規模多機能型居宅介護	116	129	125	128	138	143	155	169
認知症対応型共同生活介護	354	377	387	407	428	433	478	519
地域密着型特定施設入居者生活介護	27	26	29	30	31	31	35	38
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	10	32	54	116	174
【3】 施設サービス								
介護老人福祉施設	1,369	1,419	1,471	1,532	1,588	1,647	1,789	1,978
介護老人保健施設	824	809	786	804	828	844	951	1,046
介護医療院	88	95	108	115	123	132	131	147
介護療養型医療施設	88	95	108					
【4】 居宅介護支援	8,243	8,416	8,507	8,523	8,659	8,765	9,612	10,363

(2) サービス別給付費の見込み

① 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 介護予防サービス	507,399	524,100	551,946	572,039	586,308	606,617	661,364	682,867
介護予防訪問入浴介護	449	271	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	58,751	59,650	69,226	73,811	77,634	81,363	88,468	91,814
介護予防訪問リハビリテーション	13,695	12,372	13,693	12,676	12,810	13,437	14,203	14,551
介護予防居宅療養管理指導	32,793	36,304	38,923	43,845	45,592	47,145	51,521	53,214
介護予防通所リハビリテーション	152,553	159,839	171,807	178,405	179,823	181,755	198,620	205,296
介護予防短期入所生活介護	2,573	2,420	4,342	5,914	6,000	6,078	6,988	6,988
介護予防短期入所療養介護(老健)	295	275	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	77,240	85,682	90,702	95,359	99,530	104,667	114,289	118,324
特定介護予防福祉用具購入費	10,091	9,939	11,474	11,474	11,810	13,299	14,379	14,752
介護予防住宅改修	41,468	39,507	41,394	40,313	40,313	42,684	46,276	47,427
介護予防特定施設入居者生活介護	117,491	117,840	110,386	110,242	112,796	116,189	126,620	130,501
【2】 地域密着型介護予防サービス	9,531	12,591	40,403	45,082	46,114	49,252	53,971	53,971
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,310	9,050	12,589	13,741	14,734	14,734	16,315	16,315
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,220	3,541	27,814	31,341	31,380	34,518	37,656	37,656
【3】 介護予防支援	87,877	93,189	97,403	104,277	109,252	112,943	121,783	125,958
合計	604,807	629,880	689,753	721,398	741,674	768,812	837,118	862,796

② 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

	第8期計画			第9期計画			参考) 中期推計	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
【1】 居宅サービス	13,129,938	13,662,608	14,444,390	14,940,361	15,296,620	15,808,552	17,549,275	19,349,177
訪問介護	3,297,393	3,461,313	3,702,588	3,965,242	4,158,419	4,251,208	4,715,113	5,171,857
訪問入浴介護	210,218	204,414	202,799	199,214	205,462	210,743	230,769	257,126
訪問看護	918,879	966,562	1,044,690	1,118,606	1,150,597	1,202,678	1,317,207	1,436,172
訪問リハビリテーション	106,753	134,375	159,083	176,845	187,110	194,301	213,056	232,236
居宅療養管理指導	575,824	640,091	718,364	761,825	798,224	839,646	917,189	999,427
通所介護	2,492,651	2,483,386	2,529,894	2,542,581	2,606,171	2,679,373	2,966,843	3,208,476
通所リハビリテーション	805,012	809,463	888,624	899,680	910,663	938,748	1,026,146	1,114,944
短期入所生活介護	936,232	913,124	911,595	890,132	900,111	985,314	1,059,267	1,160,969
短期入所療養介護(老健)	83,430	69,159	68,679	67,076	69,459	70,790	78,709	85,415
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	823	1,347	1,831	1,834	1,834	1,834	1,834
福祉用具貸与	983,624	1,039,018	1,075,224	1,077,346	1,078,585	1,097,996	1,209,515	1,322,790
特定福祉用具購入費	37,276	38,523	43,131	42,991	43,882	45,147	49,456	53,491
住宅改修費	70,891	58,198	66,325	60,250	60,354	63,713	70,004	76,100
特定施設入居者生活介護	2,611,755	2,844,158	3,032,046	3,136,742	3,125,749	3,227,061	3,694,167	4,228,340
【2】 地域密着型サービス	3,352,169	3,478,488	3,541,023	3,702,475	3,939,477	4,084,988	4,680,196	5,240,997
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	125,497	133,798	154,297	158,271	169,747	172,647	189,232	206,932
夜間対応型訪問介護	24,732	27,940	26,460	28,400	29,766	30,569	33,036	37,017
地域密着型通所介護	1,554,387	1,554,369	1,548,050	1,566,750	1,614,092	1,650,965	1,812,076	1,952,815
認知症対応型通所介護	163,434	164,517	165,617	168,296	173,654	177,966	194,800	215,597
小規模多機能型居宅介護	293,850	329,690	306,287	320,405	346,323	358,852	388,291	427,029
認知症対応型共同生活介護	1,126,632	1,202,196	1,267,024	1,350,204	1,420,280	1,436,330	1,585,346	1,723,097
地域密着型特定施設入居者生活介護	60,570	62,875	70,095	74,944	77,747	77,747	87,561	95,351
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,067	3,104	3,193	3,239	3,243	3,243	3,243	3,243
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	31,966	104,625	176,669	386,611	579,916
【3】 施設サービス	7,781,030	7,975,966	8,272,025	8,691,332	9,017,947	9,318,006	10,198,910	11,276,390
介護老人福祉施設	4,480,977	4,674,069	4,933,650	5,211,423	5,408,908	5,610,132	6,097,636	6,747,607
介護老人保健施設	2,894,370	2,878,919	2,850,849	2,958,110	3,050,212	3,109,216	3,505,606	3,860,379
介護医療院	392,464	418,215	483,363	521,799	558,827	598,658	595,668	668,404
介護療養型医療施設	13,220	4,763	4,164					
【4】 居宅介護支援	1,618,283	1,662,279	1,688,791	1,712,427	1,742,030	1,763,533	1,933,209	2,089,273
合計	25,881,420	26,779,340	27,946,229	29,046,595	29,996,074	30,975,079	34,361,590	37,955,837